地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）に基づく中小企業承継事業再生計画」を削り、「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画」を「、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）に基づく中小企業承継事業再生計画」に改める。

第八十一条第九号、第八十三条の二第四号及び第八十三条の三第四号中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく中小企業承継事業再生計画」を削り、「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画」を「、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画並びに産業競争力強化法に基づく中小企業承継事業再生計画」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十三号中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）に基づく中小企業承継事業再生計画」を削り、「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画」を「、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）に基づく中小企業承継事業再生計画」に改める。

第三十九条第九号中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく中小企業承継事業再生計画」を削り、「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画」を「、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画並びに産業競争力強化法に基づく中小企業承継事業再生計画」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。